兵庫県公報

令和3年4月13日 火曜日 第 198 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

п «	
告 示	^° ¬`y``
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(水大気課) ····································	······ 1 ····· 1
〇同 上 (同)	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(同) ····································	_
○ 道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)	
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止(同) ····································	
○ 景観影響評価準備書の縦覧等(都市政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○ 重要調整池に係る検査の結果(北播磨県民局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
公告	
○ 落札者等の公示(広報戦略課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○ 随意契約の相手方等の公示(同)	4
○ 寄附者の顕彰(秘書課) ····································	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(東播磨県民局)	
○ 洛札者等の公示(同)○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(北播磨県民局)	5 6
○ 御川計画伝第30米第3項に基づく工事元1公百(礼僧居泉氏河)	
兵庫県告示第468号	
	りとおり指
兵庫県告示第468号	りとおり指
兵庫県告示第468号 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の	りとおり指
兵庫県告示第468号 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の 定する。	
兵庫県告示第468号 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の 定する。 令和3年4月13日	
兵庫県告示第468号 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。 令和3年4月13日 兵庫県知事 井 戸 1 指定する区域	
兵庫県告示第468号土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。 令和3年4月13日兵庫県知事 井 戸1 指定する区域 高砂市梅井五丁目212番19、212番25、318番3の各一部	
兵庫県告示第468号土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。 令和3年4月13日兵庫県知事 井 戸1 指定する区域 高砂市梅井五丁目212番19、212番25、318番3の各一部2 特定有害物質の名称	
兵庫県告示第468号 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。 令和3年4月13日 兵庫県知事 井 戸 指定する区域 高砂市梅井五丁目212番19、212番25、318番3の各一部 特定有害物質の名称 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物	
兵庫県告示第468号土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。 令和3年4月13日兵庫県知事 井 戸1 指定する区域 高砂市梅井五丁目212番19、212番25、318番3の各一部2 特定有害物質の名称	
兵庫県告示第468号 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。 令和3年4月13日 兵庫県知事 井 戸 指定する区域 高砂市梅井五丁目212番19、212番25、318番3の各一部 特定有害物質の名称 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物	
兵庫県告示第468号 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。 令和3年4月13日 兵庫県知事 井 戸 1 指定する区域 高砂市梅井五丁目212番19、212番25、318番3の各一部 2 特定有害物質の名称 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 兵庫県告示第469号	敏 三
兵庫県告示第468号 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。 定する。 令和3年4月13日 兵庫県知事 井 戸 1 指定する区域 高砂市梅井五丁目212番19、212番25、318番3の各一部 2 特定有害物質の名称 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 兵庫県告示第469号 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の	敏 三
兵庫県告示第468号 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。 令和3年4月13日 兵庫県知事 井 戸 1 指定する区域 高砂市梅井五丁目212番19、212番25、318番3の各一部 2 特定有害物質の名称 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 兵庫県告示第469号 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。	敏 三
兵庫県告示第468号土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。 令和3年4月13日兵庫県知事 井 戸1 指定する区域 高砂市梅井五丁目212番19、212番25、318番3の各一部兵庫県知事 井 戸2 特定有害物質の名称 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 ・ 	敏 三のとおり指
兵庫県告示第468号 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。 令和3年4月13日 兵庫県知事 井 戸 1 指定する区域 高砂市梅井五丁目212番19、212番25、318番3の各一部 2 特定有害物質の名称 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 兵庫県告示第469号 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次の定する。	敏 三のとおり指

加西市朝妻町字大蔵浦1155番1の一部

2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

兵庫県告示第470号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第 1 項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

南あわじ市広田広田字久保ノ内523番1、字清水550番の各一部

2 特定有害物質の名称

テトラクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

兵庫県告示第471号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のと おり解除する。

令和3年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定を解除する区域

令和2年兵庫県告示第325号により指定した区域(伊丹市平松七丁目85番、86番、87番、88番、89番の各一部)の全部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

兵庫県告示第472号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年4月13日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年4月13日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道路の) 🗵	域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	加西市西長町字小谷口1089番121から	旧	5.0から 10.0まで	750. 0	
小 野 香 寺 線	同 市西長町字扇子平山1085番26まで	新	8.0から 14.0まで	750. 0	

兵庫県告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年4月13日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年4月13日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類		道	路	の	区	域		
路線名	区	間			旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県	道				丹波市山南町下滝字池ノ谷口485番2から	旧	5.0から 49.0まで	2, 880. 0	
篠	山	Щ	南	線	同 市山南町太田字野所600番まで	新	10.0から 49.0まで	2, 381. 0	

兵庫県告示第474号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和3年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 ルートイン開発株式会社

代表者の氏名 代表取締役 永 山 勝 利

住所 長野県上田市大字古里2055-9

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) ホテルルートイン丹波篠山

所在地 丹波篠山市小川町1番2の一部他

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課 縦覧期間 令和3年4月13日から同月27日まで

4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 令和3年4月13日から同月27日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

兵庫県告示第475号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和3年4月13日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

1 重要調整池の所在地

加西市中富町字当千田691番4外31筆

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住所	代表者の氏名
加西市長	加西市北条町横尾1000番地	西 村 和 平

公告

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年4月13日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札等に係る業務名称
 - (1) 令和3年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」、兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」及び兵庫県ホームページの広告掲載業務
 - (2) 令和3年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務(姫路市の一部)
 - ③ 令和3年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務(宝塚市)
 - (4) 令和3年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務(神戸市の一部)
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地 兵庫県企画県民部政策調整局広報戦略課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
 - (1) 令和3年2月25日
 - ② 令和3年2月10日
 - (3) 同 上
 - (4) 同 上
- 4 落札者の名称及び住所
 - (1) 株式会社ジェイコムウエスト 大阪市中央区谷町2-3-12
 - ② らいふ広告 姫路市豊富町豊富400-1
 - (3) ジャパンメッセンジャーサービス株式会社 伊丹市大鹿6丁目68番地
 - (4) 株式会社MS企画 伊丹市池尻 1 148 2
- 5 落札金額
 - (1) 62,700,000円
 - (2) 23, 244, 320円
 - (3) 10,814,496円
 - (4) 13, 213, 200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - (1) 一般競争入札
 - (2) 同 上
 - 3) 同 上
 - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号による随意契約
- 7 入札公告をした日

令和3年1月15日

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年4月13日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 随意契約に係る業務名称

令和3年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の印刷・ 新聞折込・運送業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地 兵庫県企画県民部政策調整局広報戦略課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年2月25日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

5 落札金額

178, 585, 652円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

令和3年1月15日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号による。

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和3年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

 津 田 隆 雄
 姫路市

 千 石 唯 司
 加西市

一般社団法人AKAG I 神戸市中央区

COLLECTION

 三代宮永東山
 京都市伏見区

 尾藤典子
 千葉県市川市

 三浦衛
 神戸市長田区

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町中村字そけ谷469番1、469番3、470番、473番2

同 郡同 町国岡字前條527番、532番1、532番3、532番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

稲美町国岡1丁目1番地

稲美町長 古 谷 博

3 許可年月日及び許可番号

令和2年10月6日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-20号(2稲美)

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和3年4月13日

契約担当者

東播磨県民局長 小川 佳 宏

1 落札に係る物品等の名称及び数量

東播磨港200トン吊クローラクレーン 1基

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 兵庫県東播磨県民局 加古川市加古川町寺家町天神木97—1
- 3 落札者を決定した日

令和3年3月3日

- 4 落札者の名称及び住所
 - コベルコ建機株式会社 広島市佐伯区五日市港二丁目2番1号
- 5 落札金額(税抜)

134,900,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和3年1月22日

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 加西市中富町字当千田689番3、691番4
 - 同 市中富町字大ノ池730番3から730番7まで
 - 同 市中富町字森ケ坪754番3、754番9、754番10
 - 同 市中富町字馬橋810番、810番2から810番4まで、810番5の一部、810番6
 - 同 市中富町字二又845番、845番2、845番3
 - 同 市中富町字柿ヶ坪847番3
 - 同 市中富町字明先883番3
 - 同 市中富町字井口900番、900番 2
 - 同 市中富町字西堤915番、915番3、915番4、915番6の一部、915番6地先水路
 - 同 市殿原町字茨田541番1の一部、546番2の一部、546番5の一部、541番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加西市北条町横尾1000番地

加西市長 西村和平

3 許可年月日及び許可番号

令和2年11月20日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-16-2号(1加西)